

真の大衆娯楽達成のため 社会的責任果たす先頭に

警察庁生活安全局保安課
楠芳伸課長

警察庁保安課の大門でございます。本日は、保安課長楠より皆様方にお話しさせていただく予定でしたが、所用により伺うことができませんので、私から代読させていただきます。

本日は、一般社団法人日本遊技関連事業協会の第25回通常総会にお招きいただき、お話しする機会を頂いたことに厚く御礼申し上げます。

まず、皆様方には、平素から警察行政の各般にわたり、深い御理解と御協力を賜っているところであり、この場をお借りして御礼申し上げます。引き続きよろしくお願いいたします。

多くの努力評価するが まだ健全化へ阻害要因

さて、貴協会の新会長として庄司孝輝氏が選任され、1年が経ちました。

庄司会長のもと皆様方におかれましては、遊技人口が減少傾向にある中、ぱちんこ産業を大衆娯楽として再び蘇らせるとの決意のもと、1円ぱちんこに代表される遊技料金の低価格化、遊技機の不正改造防止対策、射幸性を抑えた遊技機の開発等、遊技客が少ない遊技料金を、安心して遊技そのものの面白さを楽しんでもらうための努力を続けてこられました。

また、東日本大震災の復興支援ボランティアをはじめとし、社会

福祉への支援等様々な社会貢献を行ったほか、依然として社会的な課題となっている電力問題についても、再生可能エネルギーの利用促進など社会の要請と真摯

に向き合い、社会的責任を果たそうと皆様方が御尽力され、相応の実績を上げたと思っております。

しかしながら、ぱちんこ業界においては、依然として、のめり込みに起因すると思われる各種問題や、遊技機の不正改造事犯、賞品買取事犯、違法な広告宣伝・賞品提供等が後を絶たず、ぱちんこ遊技の健全化を阻害する要因が残されていることも事実です。



1月28日の21世紀会賀詞交歓会で
来賓のあいさつをする楠芳伸警察庁保安課長

ぱちんこが手軽に安く安心して遊べる真の大衆娯楽として国民に幅広く受け入れられるよう、こうした問題一つ一つに対し、貴協会をはじめ業界が一致団結して、誠実に、かつ、着実に対処していただきたいと考えております。

ヘビーユーザーへの 依存度ますます増大

このような状況の中で、業界の

健全化を推進する上で特に必要であると考えていることを何点かお話ししたいと思います。

まず初めに、過度に射幸性を追求した営業の問題についてです。

ぱちんこ産業の現状について申し上げますと、公益財団法人日本生産性本部の「レジャー白書2013」によれば、市場規模は9年ぶりに回復し、平成24年は19兆660億円となっておりますが、ぱちんこ遊技への参加人口は、対平成23年比で150万人減少の、1110万人ということであり、3年連続で減少しています。

また、年間平均遊技回数は27・8回から27・4回に減少したのに対し、年間平均費用については、9万3700円から9万7100円に増加しており、ぱちんこ営業の売上げにおいて、いわゆるヘビユーザーへの依存度がますます大きくなっているものと推察されます。

このことは、業界がこれまで進めてきた安く安心して楽しむことができる遊技を提供するという方向性に必ずしも向かっていないのではないかと危惧しているところ

です。

ぱちんこ遊技の射幸性の問題は、次にお話しする「のめり込み」の問題と無関係ではありません。のめり込み問題に対する対策ももちろん大切ですが、そもそも遊技客がのめり込まないよう射幸性を低く抑えるということが基本であると考えております。

このため、ヘビユーザーへの依存を解消し、ライトユーザーの獲得を進めていくことが業界にとって一層重要になってくるものと考えます。

適度に楽しんで帰る パチンコ本来の姿に

多くの人々にぱちんこ遊技への興味を向けてもらう上で基本となるのは、ポケットマネーの範囲内で適度に楽しんで帰ることができるといふ身近な大衆娯楽としてのぱちんこ本来の姿にほかならないと思います。

そして、その本来の姿のぱちんこを望むファンの多いことは、低貸玉営業が8割を超える店舗に普及しているという実態や一般に4円ぱちんこより1円ぱちんこの方が稼働率が高いと言われる実態か

ら、うかがい知ることができないのではないかと思っております。

横断的な組織生かし 射幸性の抑制提起を

現在、業界においては、ぱちんこ営業者団体と遊技機製造業者団体とが協力して、遊技客のニーズに応えた幅のあるゲーム性を有する遊技機の開発に力を注いでいると伺っております。

貴協会にありましては、業界唯一の横断的組織であるという強みを生かして、そのような開発に当たり射幸性の抑制が肝心であることと各団体に提起していただき、今後のぱちんこ遊技がより健全なものとなっていくことを期待しております。

なお、遊技機の射幸性の抑制は、短期的には収益を下げる可能性があるあるかもしれませんが、長期的な視野に立てば、ファンを維持・拡大するものであろうと思えます。皆様方の一層の取組を期待するとともに、警察としても、業界の自主的な取組への支援を行ってまいりたいと考えております。

昨年、車内放置阻止 のめり込み事案は多く

次に、いわゆるのめり込み問題への対策についてお話しします。

射幸性の抑制に向けた取組が続けられていながら、依然として、ぱちんこ遊技へののめり込みが要因とみられる事件の報道が散見されることは、誠に残念なことであり、このような報道のたびに、ぱちんこに対する国民の視線は厳しさを増すこととなります。

また、ぱちんこ店の駐車場における児童の車内放置事案についても、業界を挙げて未然防止対策に取り組んだ結果、昨年は児童が死亡するという痛ましい事案の発生を防いでいただきましたが、重大事案に発展するおそれのある事案が依然として発生していることも事実であります。本年も、これから暑い時期を迎えますが、油断することなく対策の継続的実施をお願いいたします。

業界の積極性を評価し RSNに更なる支援を

また、のめり込み問題に対する

業界の取組として、ぱちんこ依存問題相談機関「特定非営利活動法人リカバリサポート・ネットワーク」の支援があります。リカバリサポート・ネットワークでは、平成18年の設立以来、毎年1000件前後で推移していました。相談件数が、一昨年は約2000件、昨年には約3300件と急増しております。

これは、業界の積極的な取組として広報ポスターの掲示等、営業所内外における注意喚起・広報啓発の強化が推進されたことにより、埋もれていた多くの相談ニーズが目に見える形で現れ始めてきたということだと考えます。

引き続き、広報・啓発等の取組を推進し、埋もれたニーズを掘り起こしていただきたいと思いが、一方で、相談件数の急増に伴うリカバリサポート・ネットワークの負担増加を考慮し、体制の拡充を含めた更なる支援をお願いし、のめり込み問題に悩み苦しむ人々に十分な対応が行き届くようにしていただきたいと思えます。

のめり込み問題は、ぱちんこ遊技の負の側面と言われることがありますが、この負の側面に業界が

しっかりと向き合って取り組む責任があることを自覚していただき、射幸性の抑制に向けた取組と相まって、引き続き業界全体で真摯に対応していただきたいと思えます。

長期に計画的で確信的 由々しい買い取り行為

次に、ぱちんこ営業の賞品に関する問題について3点お話しします。

1点目は、賞品買取りの絶無についてです。

賞品買取り事件の昨年の検挙件数は、一昨年と同様に5件であり、近年1、2件で推移していたことからすると、2年連続して多発している状況は、由々しき事態であると認識しております。また、その中身を見てもみますと、10年以上の長期間に渡って犯行を継続していたり、犯行形態として第三者の買取所を装っているなど、ほんの出来心とか、魔が差したといったような偶発的・短絡的な犯行ではなく、計画的かつ確信的に行われたと言わざるを得ない事件であります。

更に残念なことには、犯行に手

を染めた営業者は、都道府県の遊技業協同組合の幹部であったケースも複数把握しております。

この賞品買取りについては、我々としても毎年の行政講話において話題にしており、業界関係者であれば、誰もが犯罪行為であることは御承知のとおりかと思えますが、なぜ、同種の事案が無くならないばかりか、多発する状況が継続しているのでしょうか。

形さえ第三者ならと 甘い考えが蔓延して

業界の風潮として、形さえ第三者の賞品買取りということにしておけば、賞品の買取り行為が許されるのではないかといった、甘い考えが蔓延しているのではないのでしょうか。

昨年の検挙件数が5件という数字を、少ないと感じる方がいらっしゃるかもしれませんが、この賞品買取り事件は、被害申告のない事件である性質上、事実があるからといって全ての事案が警察に寄せられるわけではありません。むしろ、検挙できた事件の中身として、第三者の買取所を装い、長期間に渡り犯行を継続していた事実から

すると、発覚した事案は氷山の一角ではないかと疑われるところでもあります。

賭博と一線を画すため 非常に重要な買取規制

ぱちんこ営業については、その営業の態様によっては客の射幸心を著しくそるおそれがあることから、風営適正化法に基づき、賞品の買取禁止をはじめ、必要な規制が行われているところであり、この風営適正化法で決められた範囲内で営まれている営業については、賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受けることはないものと考えております。

貴協会にありましては、今一度、この買取行為の規制が、ぱちんこ営業が賭博と一線を画すための非常に重要な規制であり、ぱちんこ営業の根幹に関わることを周知徹底していただきたいと思えます。

また、第三者の買取所を装う営業者の買取行為が後を絶たない実態を踏まえていただき、営業者の行為が仮に風営適正化法に違反しないとしても、営業者が買取行為の仕組みを考えたり、論じたりすること自体が、そもそも風営適正

化法の趣旨に反するということの理解を重ねてお願いしたいと思えます。

賞品取りそろえが大切 平成18年決議の推進を

2点目は、賞品の取りそろえの充実についてです。

ホール関係5団体は、平成18年に「ぼちんこ営業に係る賞品の取りそろえの充実に関する決議」を行っていますが、昨年5月の時点で調査を実施した結果では、いまだに履行されているとは言えない状況が認められたため、昨年10月、指導文書を業界に対して発出いたしました。

賞品の取りそろえの充実は、客の多様な要望を満たすことで、換金需要を低減させる効果を期待するものであり、遊技客の適度な射幸心を保つ上で重要な規制であります。

そのことを業界でも重視していたからこそ、換金需要の増加に伴う射幸心の高まりを問題視し、平成18年の決議がなされたものと認識しておりますが、8年が経過した今、決議において取り決めた目標がまだまだ達成されていない状況

を真摯に受け止めていただきたいと思います。

自ら決意したことが達成できていない現状を打破するためにも、貴協会にありましては、他団体とも連携しながら、この目標達成に向け更なる御尽力を賜るとともに、業界自らその達成状況を確認していただきたいと思います。

等価交換に違反する 不当な賞品価格上げ

3点目は、適切な賞品提供の徹底についてです。

賞品の提供方法については、等価交換規制がされていることは御承知のとおりであります。依然として、一部の業者者においてはこの等価交換規制に基づかない賞品交換を行っており、行政処分等厳しく指導・取締りを継続している状況にあります。

昨年もこの講話の際に、前任の古谷から、市場価格に基づく適切な賞品提供の徹底について申し上げたと思いますが、いまだに風営適正化法が求める賞品提供方法について理解していない業者者がいるということ、非常に残念なことです。

風営適正化法の関係条文を改めて御認識いただき、遊技の結果に対する健全なおまけとして、適切な賞品を適切に提供していただきたいと思えます。

また、本年4月1日から、消費税率の改定に伴い、遊技料金の変更等の措置を行った業者者もあるかと思えますが、その機に乗じて、賞品の等価交換規制の遵守に疑念を抱かれるような行為をすることは厳に慎んでいただきたいと思えます。

例えば、増税に伴うコストの削減と称して、市場価格を考慮することなく賞品価格を不当に値上げしたり、賞品交換時に定率の手数料を取ったりするような行為は、明らかに等価交換規制に違反するものでありますので、御承知のとおりと思えますが、今一度注意喚

起をお願いいたします。

不正改造が悪質巧妙化 業者者は厳格な姿勢で

次に、遊技機の不正改造の絶無についてお話しします。

近年の不正改造の手法は、主基板の改造や、周辺基板のロムのプログラムの改ざんが、疑似カシメ等の工作により巧妙に隠されたものも認められているなど、一層悪質巧妙化しております。

このような状況を踏まえ、業界では不正改造情報の収集やこれを生かした不正に強い遊技機づくり等の様々な取組が推進されているところであり、一定の成果を挙げているものと考えておりますが、このような悪質巧妙化している不正事案に対し、引き続き手を緩めることなく、事案の防止対策と事案の発覚が容易となる対策の両面において、より効果的な対策を模索していただきたいと思えます。

また、このような対策を実効あるものにするためには、業者者の遊技機の取扱いに対する厳格な姿勢も不可欠であると考えております。昨年の業者者による無承認変更事案の多くは、申請を経ないで



楠芳伸課長の講話を代読する大門雅弘課長補佐

の部品変更や、申請中の承認前稼働といった事案であります。一方で、遊技くぎの角度を調整と称して意図的に変更した事案や、営業所の従業員がゴトグループによる不正部品の取付けに加担した事案等、悪質な事案もいまだに見られます。

従業員の遵法精神を左右する幹部の態度

これらの無承認変更事案が長年継続して発生している事実は、業界を挙げて懸命に取り組まれているゴト対策をはじめとする健全化の取組に対し、水を差すものであります。

営業者の皆様にあつては、行政処分で止まった事案であつても、軽く考えることなく、その絶無を期していただきたいと考えております。このような事案の常態化は、遊技機の取扱いに対する厳格性を風化させるものであります。

もし仮に、営業者や店長の意向として、コスト削減と称して変更申請中に承認を待たずに稼働させたり、業界の慣習と称して悪びれることなく釘曲げを堂々と敢行しているのであれば、従業員が遊技

機の取扱いに対して厳格になれるはずもありません。営業者や各営業所の店長自身の営業姿勢や営業方針が、従業員の遵法精神を大きく左右するものであります。

ゴト行為や無承認変更事案の絶無を期すに当たり、営業者や店長が従業員に対し、これらの犯罪行為に手を染めさせない対策を講じることがもちろんのことですが、営業者や店長自身が遊技機の取扱いに厳格であることが基本であると考えます。そのことを念頭に、業界を挙げた不正改造対策を更に実効的なものとしていただきたいと思ひます。

機構の立入への妨害は業界に背を向ける行為

また、一般社団法人遊技産業健全化推進機構の活動については、立入検査店舗数が昨年末時点で1万8千店舗を超え、この立入検査を端緒に検査に至った事例も多数あり、機構は着実に実績を積み重ねております。

しかしながら、遊技産業健全化推進機構の立入検査活動において、一昨年の秋田県内のホールでの立入検査拒否事案に続いて、昨年11

月にも立入検査の妨害事案があつたところ。立入検査を妨害するような行為は、不正改造の根絶を目指す業界全体の取組に真つ向から背を向ける行為であり、断じて許されるべきものではありません。このような事態が継続して発生していることを業界としても重く受け止め、再びこのようなことが起きることがないよう、ばちんこ営業者の全ての方に改めて周知徹底をお願いいたします。

警察といたしましては、引き続き、遊技産業健全化推進機構と積極的に連携しつつ、厳正な取締りを推進してまいりたいと考えております。

皆様方には、不正改造が根絶され、客が、安心して遊技できる環境が整備されるよう、業界を挙げた取組をより一層強力に進めていただきたいと思ひます。

広告・宣伝の健全化へ射幸性の営業を脱却し

次に、広告・宣伝等の健全化の徹底についてお話しします。

広告・宣伝に関する昨年の行政

処分件数については、平成24年と比較すると減少しておりますが、これは平成24年が突出して多かったもので、平成21年から23年までの3年間と比較すると、ほぼ横ばいという状況です。

事案の本身としては、特定の日に特定の遊技機を示しイベント開催を告知して射幸心をあおるものや、釘を開く等の違法行為の宣伝に関するものがいまだに発生しております。特に、隠語を用いて規制の目をかいくぐろうとするような悪質な事案が発生し続けていることは残念でなりません。

広告・宣伝等の健全化を進めていくためには、射幸性に頼った営業から脱却する以外に道はありません。業界を挙げた取組としても、「気軽に遊んでもらおう」をキーワードに遊技活性化のプロジェクトが進められておりますが、そういったコンセプトにそぐわないような広告・宣伝が継続して行われていることについて、今一度認識を新たにしていきたいと思ひます。皆様方には、広告・宣伝等の健全化を徹底することが、遊技機における射幸性の抑制と同様に、過度なめり込み及びのめり込みに

起因する犯罪等の防止という点で意義を有することを踏まえ、業界全体で広告・宣伝等の適正化が徹底されるよう取り組んでいただきたいと思います。

増加し続ける「置引き」 危機意識持ち強力対策

最後に、ホールにおける置引き対策についてお話しします。

本年2月に発出した指導文書のとおり、平成25年中の置引きの認知件数は4万3182件で、平成14年の7万6170件からすると、約43パーセント減少して、犯罪の抑止に一定の成果が見られているところだ。

そのような中で、ぱちんこ店等を発生場所とする置引きは、平成25年中9121件と平成14年の5528件から約65パーセントも増加しており、平成18年以降、ぱちんこ店は置引きのもっとも多い発生場所となり、実に全体の5分の1を占める状況となっております。安全で安心な遊技場所を確保することは、ぱちんこが健全な大衆娯楽であるための大前提であるとともに、遊技客に気軽に遊んでも

らうための必要不可欠な条件であると考えておりますが、ここ10年で発生が増加し続けている現状を見るに、置引きの発生が業界として軽んじられてきたものと言わざるを得ません。

貴協会にありましては、置引きの発生が今やぱちんこ業界に突出した現象となつていくことに危機意識を持ち、その根絶を目指すことを業界の常識とすべく、業界を挙げて取り組むべき課題の一つに加えて、強力に推進していただきたいと思います。

従業員は当然、遊技客も 不正しない安心な遊技

ぱちんこ産業は、遊技人口が減少しているとは言え、今なお1000万人を超える非常に多くの方々が参加している遊技産業であります。その意味で、ぱちんこ業界は、真の大衆娯楽を形成する社会的責任を担っていることを自覚していただくことが急務であります。

ぱちんこ業界が目指すべき真の大衆娯楽というのは、国民の憩いや潤いを与えるものだと思いますが、その前提として、犯罪や違法行為が許されない雰囲気、ぱち



6月5日の第25回通常総会で「業界の健全化」の取り組みを強調した庄司孝輝会長（中央マイクを持つ）と（左から）副会長の福井章、大久保正博、山田久雄、谷口久徳、筒井公久、兼次民喜、韓裕、和久田守彦の各氏（右端は新任の林和宏監事）

んこ遊技が行われる場において熟成されていることが不可欠であると考えます。

警察の指導ではなく 業界の自主性発揮を

営業所内において、営業者や従業員が犯罪や違法行為を犯さないことはもちろんのこと、来店する遊技客に対しても犯罪を起こさせないといった基本的な事項を前提とした上で、手軽に安心して楽しめる遊技を実現していただきたいと思えます。

もちろん、不適切な営業実態を慣習として既得権益のように考え

る違法営業者については、警察として、一切手を緩めることなく取締りを進めていくつもりですが、警察による指導や取締りを継続することにより、業の健全化・適正化が推進されるという状況は、まだまだ健全化・適正化の途上であり、業界自体が熟していないと言わざるを得ず、誠に残念なことであります。

是非、業界の自主的な取組において業の健全化・適正化を達成し、それを維持していくことを理想としていただきたいと思います。

貴協会におかれましては、本年4月に一般社団法人へと移行されましたが、これまでと変わらず業界の健全化等に取り組んでいくと伺っています。業界の横断的組織というその特色を十分に発揮して、国民的な娯楽産業としてのぱちんこ営業の健全化に向けて一層業界をリードされることを期待しております。

結びに、貴協会のますますの御発展と皆様方の御健勝、御多幸を祈念いたしまして、私の話を終わります。御静聴ありがとうございました。